



品企企収第76号

令和2年 1月24日

品川区監査委員

島田 幸太郎 様

森井 じゅん 様

渡部 茂 様

塚本 よしひろ 様

品川区長

濱野 健

令和元年度前期一般監査の措置結果について（通知）

令和元年9月5日付品監発第32号にてご報告のありました「令和元年度前期一般監査の結果について（報告）」における指摘事項につきましては、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、別紙のとおり措置をいたしましたので通知します。

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">指 摘 事 項 等</p>	<p>第4 定期監査（所管別監査）の結果</p> <p>《区長部局》</p> <p>1 収入事務について</p> <p>(1) 品川区会計事務規則第43条第2項の規定によれば、「歳入の徴収または収納の事務を私人に委託したときは、その旨を告示し、かつ、当該私人に徴収事務等受託者である旨を証する書類を交付しなければならない」とされているが、平成30年度荏原文化センター外受付業務委託にあつては、文化センター使用料の徴収事務の委託に際し同項の手続がなされていない。同規則に則り、収入事務の適正な執行に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(文化観光課)</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">処 理 経 過</p>	<p>荏原文化センター他受付業務委託について、文化センター使用料の徴収事務が含まれているにもかかわらず、告示等の必要な手続きがされていないことについては、職員の認識が不十分であったことによるものです。</p> <p>今後は、品川区会計事務規則に基づいた、適切な事務処理に努めてまいります。</p>

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">指 摘 事 項 等</p>	<p>第4 定期監査（所管別監査）の結果 ≪区長部局≫ 1 収入事務について (2) 品川区立知的障害者グループホーム入居者に係る使用料について、平成30年4月分使用料（4名分）を誤って算定し徴収したため、次のとおり過納分の還付および不足分の徴収が行われている。適切な事務処理に努められたい。 ア 18,000円徴収すべきところ20,000円徴収したことによる2名分の過納金計4,000円の還付が平成30年6月20日に行われている。 イ 20,000円徴収すべきところ18,000円徴収したことによる2名分の不足分計4,000円の徴収が平成30年6月28日に行われている。 (障害者福祉課)</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">処 理 経 過</p>	<p>品川区立知的障害者グループホーム入居者に係る使用料の算定に誤りがあったことについては、使用料算定における確認が不十分であったことによるものです。 今後は、複数名の職員による確認を徹底し、適切な事務処理に努めてまいります。</p>

<p>指 摘 事 項 等</p>	<p>第4 定期監査（所管別監査）の結果 ≪区長部局≫ 1 収入事務について (3) 国民健康保険事業会計の諸証明手数料に係る収納金日報について、 金銭出納員の報告印がない日報が少なからず見受けられる。適切な事務 処理に努められたい。 (国保医療年金課)</p>
<p>処 理 経 過</p>	<p>収納金日報における金銭出納員の報告印漏れについては、職員の認識が不 十分であったことによるものです。 今後は、品川区会計事務規則に基づいた、適切な事務処理に努めてまいり ます。</p>

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">指 摘 事 項 等</p>	<p>第4 定期監査（所管別監査）の結果 ≪区長部局≫ 1 収入事務について (4) 食品関係営業許可申請について、不要な申請や許可基準を満たしていない申請であるにもかかわらず、職員の確認不足や誤認により申請を受け付け、不要な許可申請手数料を徴収したため、次のとおり同手数料の還付が行われている。受付時には申請の内容の確認を十分に行うなど、適切な事務処理に努められたい。 ア 平成30年7月6日付収納分39,600円の還付が同年8月2日に行われている。 イ 平成31年1月24日付収納分11,500円の還付が同年3月5日に行われている。 ウ 平成31年3月19日付収納分18,300円の還付が同年4月19日に行われている。</p> <p style="text-align: right;">(生活衛生課)</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">処 理 経 過</p>	<p>食品関係営業許可において、不要な許可申請手数料を徴収したことにより還付が発生したことについては、申請時における職員の内容確認やその後のチェックが不十分であったことによるものです。 今後は、申請時における聞き取りや、複数の職員による確認を徹底するとともに、係内研修による食品衛生法等の関係法令の周知徹底を図り、適切な事務処理に努めてまいります。</p>

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">指 摘 事 項 等</p>	<p>第4 定期監査（所管別監査）の結果</p> <p>《区長部局》</p> <p>2 契約事務について</p> <p>(1) 平成11年1月18日付総務部長通知によれば、「特に合理的な理由がある場合を除き、1件予定価格10万円以上の随意契約については、2者以上から見積書を徴すること」とされているが、次の案件については、1者の見積書により契約が締結されている。同通知に則り、契約事務の適正な執行に努められたい。</p> <p>ア 平成30年11月7日付請書「平成30年度「品川区在宅介護者のつどい」交流会用弁当」572,400円</p> <p>イ 平成31年1月10日付運送契約書「耐火金庫他運搬業務委託」140,400円</p> <p>ウ 平成31年2月18日付請書「品川児童学園分室（戸越ルーム）トイレ換気扇取替工事」110,000円</p> <p>エ 平成31年3月1日付請書「「地震災害への備え」についての英語翻訳」102,502円</p> <p>(ア高齢者福祉課、イ戸籍住民課、ウ障害者福祉課、エ地域活動課)</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">処 理 経 過</p>	<p>1者の見積書により契約を締結したことについては、平成11年1月18日付総務部長通知の趣旨を認識していなかったことによるものです。</p> <p>今後は、品川区契約事務規則等および同通知に則り、契約事務の適正な執行に努めてまいります。</p>

<p>指 摘 事 項 等</p>	<p>第4 定期監査（所管別監査）の結果 ≪区長部局≫ 2 契約事務について (2) パンフレット「手当に関するご案内」の印刷について、平成30年10月23日付請書177,000円により6,000部発注したところ、納品後、同パンフレットの記載に誤りがあったため、同年12月19日付請書「(印刷)パンフレット「手当に関するご案内」に係る訂正シールの作成」49,800円により訂正シール6,000枚の発注が行われている。発注前に原稿内容を十分に確認されたい。 (障害者福祉課)</p>
<p>処 理 経 過</p>	<p>パンフレット「手当に関するご案内」の記載内容に誤りがあったため、訂正シールの発注を行ったことについては、パンフレットの入稿段階における原稿確認が不十分だったことによるものです。 今後は、入稿段階においても複数の職員による原稿内容の確認を徹底し、適切な事務処理に努めてまいります。</p>

<p>指 摘 事 項 等</p>	<p>第4 定期監査（所管別監査）の結果 ≪区長部局≫ 2 契約事務について (3) 平成30年4月24日付請書「かご車」97,200円および同日付請書「水石けん」6,480円に係る物品購買契約について、同日に同一事業者に分割して物品が発注されている。一括契約を行うことにより経費削減に留意した契約事務の執行に努められたい。 (荏原保健センター)</p>
<p>処 理 経 過</p>	<p>物品売買契約において同日に同一事業者に分割発注したことについては、それぞれ事務担当者が異なっていたため、一括契約することの課内調整が不十分であったことによるものです。 今後は、「契約事務の手引き」等に基づき、事前に十分な計画を立てて課内で調整を行い一括発注するなど、適切な事務処理を徹底し、事務の効率化と一層の経費削減に努めてまいります。</p>

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">指 摘 事 項 等</p>	<p>第4 定期監査（所管別監査）の結果 <<区長部局>> 3 支出事務について (1) 平成30年8月10日付請書「車検整備（品川100す6485）」について、車検整備代金を134,648円とする契約が締結され、同年9月21日に支払いが行われているが、同代金には別途資金前渡により支払済みの自賠責保険料、印紙代および重量税の費用41,570円が誤って重複して計上されていたため、同年10月19日に過払分41,570円の戻入処理が行われている。適切な事務処理に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（経理課）</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">処 理 経 過</p>	<p>「車検整備（品川100す6485）」の契約について、別途資金前渡により支払済の自賠責保険料等が含まれていたにもかかわらず、支出を行い、過払いが生じたことについては、見積書内訳の確認が不十分であったことによるものです。</p> <p>今後は、契約および支出事務において、他の契約分と重複がないかなど、請求内容について複数の職員で十分な確認を行い、適切な事務処理に努めてまいります。</p>

<p>指 摘 事 項 等</p>	<p>第4 定期監査（所管別監査）の結果 ≪区長部局≫ 3 支出事務について (2) 平成30年5月18日付請求書「保育園非常勤職員募集広告掲載委託」 99,360円について、同年6月21日に検査を行った後、請求書に不備等 があったことから、委託料の支払いが同年10月12日まで行われてい ない。本件委託は新規の契約であるが、新規契約または継続契約を問 わず、事業者とは契約締結時より支払手続の確認を徹底し、検査終了 後の速やかな支出に努められたい。 (保育課)</p>
<p>処 理 経 過</p>	<p>事務処理の遅れにより支払が遅延したことについては、受託者からの請求 書の不備により請求書の再提出を依頼した後、その督促が不十分であったこ と、また定期的な支出事務処理状況の確認を怠っていたことによるものです。 今後は、定期的に支出事務処理状況を確認するとともに、関係法令の周知 を図り、速やかな支出に努めてまいります。</p>

<p>指 摘 事 項 等</p>	<p>第4 定期監査（所管別監査）の結果 ≪区長部局≫ 3 支出事務について (3) 政府契約の支払遅延防止等に関する法律第6条第1項の規定によれば、対価の支払の時期は、検査を終了した後相手方から適法な支払請求を受けた日から30日以内の日としなければならないとされているが、「自立支援プログラム管理システム保守委託（4月分）」108,000円については、平成30年5月1日に検査を行ったにもかかわらず、同年8月17日まで受託者から請求書を受領せず、かつ、委託料の支払いが同年10月26日まで行われていない。同法に則り、事業者に請求書の提出を求めるとともに、速やかな支出に努められたい。 (生活福祉課)</p>
<p>処 理 経 過</p>	<p>「自立支援プログラム管理システム保守委託」の支出事務が遅延したことについては、受託者からの請求書の不備により請求書の再提出を依頼した後、その督促が不十分であったこと、また、当該システム担当職員が適正な請求書を受領してから、支出担当職員への引き継ぎを失念していたことによるものです。 今後は、職員間の情報共有や、係長を含めた複数の職員による支払いリストの確認を徹底するとともに、関係法令の周知を図り、速やかな支出に努めてまいります。</p>

<p>指 摘 事 項 等</p>	<p>第4 定期監査（所管別監査）の結果 ≪区長部局≫ 3 支出事務について (4) 葬祭支援給付費について、死亡者の親族より同給付費の申請を受け付けた後、平成28年6月26日付で同給付費206,000円の支給決定を行ったにもかかわらず、支払手続を失念したことから、平成30年6月15日まで同給付費の支払いが行われていない。支給決定後の速やかな支出を徹底されたい。 (生活福祉課)</p>
<p>処 理 経 過</p>	<p>「葬祭支援給付費」の支出事務が遅延したことについては、ケースワーク担当職員が当該給付費に係る申請書を申請者より受理し支給決定を行ったにもかかわらず、決定後支出担当職員への引継ぎを失念していたことから2年弱にわたり支出手続きが遅延したことによるものです。 今後は、ケースワーク担当職員と支出担当職員の間で書面や口頭による引継ぎを徹底するとともに、支出事務については、担当係長を中心に定期的な支払状況の確認を行うなど課内の情報共有体制を強化することにより、長期にわたり支出事務が滞ることがないように改善してまいります。</p>

<p>指 摘 事 項 等</p>	<p>第4 定期監査（所管別監査）の結果 ≪区長部局≫ 3 支出事務について (5)「滞納使用料等に係る弁護士相談委託（単価）」について、平成30年12月分委託料14,300円を支払うべきところ、平成31年1月25日に誤って143,000円を受託者に支払ったため、同年1月30日に過払分128,700円の戻入処理が行われている。支出事務においては金額を十分に確認されたい。</p> <p style="text-align: right;">(住宅課)</p>
<p>処 理 経 過</p>	<p>弁護士相談委託料の過払い処理があったことについては、支払い金額の確認を怠ったことによるものです。</p> <p>今後は、複数の職員による支出内容の確認を行い、適切な支払事務に努めてまいります。</p>



品教庶収第199号

令和2年1月24日

品川区監査委員

島田 幸太郎 様

森井 じゅん 様

渡部 茂 様

塚本 よしひろ 様

品川区教育委員会

教育長 中島 豊

令和元年度前期一般監査の措置結果について（通知）

令和元年9月5日付品監発第32号にてご報告のありました「令和元年度前期一般監査の結果について（報告）」における指摘事項につきましては、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、別紙のとおり措置をいたしましたので通知します。

<p>指 摘 事 項 等</p>	<p>1 契約事務について</p> <p>平成11年1月18日付総務部長通知によれば、「特に合理的な理由がある場合を除き、1件予定価格10万円以上の随意契約については、2者以上から見積書を徴すること」とされているが、平成31年1月28日付請書「坂名標識設置等工事」358,020円においては、1者の見積書により契約が締結されている。同通知に則り、契約事務の適正な執行に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(庶務課)</p>
<p>処 理 経 過</p>	<p>1 者の見積書により契約を締結したことについては、平成11年1月18日付総務部長通知の趣旨を認識していなかったことによるものです。</p> <p>今後は、品川区契約事務規則等および同通知に則り、契約事務の適正な執行に努めてまいります。</p>

<p>指 摘 事 項 等</p>	<p>2 支出事務について</p> <p>平成30年度会費について、次のとおり当該年度の出納整理期間まで支払いが行われていない。担当者のみならず組織的に支出事務の進行管理を行い、速やかな支出に努められたい。</p> <p>ア 「公益社団法人著作権情報センター特別賛助会員会費」 10,000円の支払いが平成31年4月11日まで行われていない。</p> <p>イ 「日本図書館協会会費」 50,000円の支払いが平成31年4月22日まで行われていない。</p> <p style="text-align: right;">(品川図書館)</p>
<p>処 理 経 過</p>	<p>公益社団法人著作権情報センター特別賛助会員会費の支払いが遅延したことについては、当該センターの法人化・本社移転などに伴い先方からの請求書発行に時間を要したことに加え、支払い確認が不十分だったことによるものです。</p> <p>また、日本図書館協会会費の支払いが遅延したことについては、当該協会からの請求がなかったことに加え、支払い確認が不十分だったことによるものです。</p> <p>今後は、年会費の支払いチェック表を作成するなど組織的に執行状況の管理を行うことにより、支出事務の適切な執行に努めてまいります。</p>

<p>指 摘 事 項 等</p>	<p>3 現金の管理について</p> <p>前渡金について、品川区会計事務規則第85条第1項第1号の規定によれば、前渡金の精算は「その用件終了後5日以内」に行うとされているが、「第41回東京都同和教育研究集会（平成30年7月30日開催）」の参加費にあっては、前渡金として9,000円を同年7月20日に受領したところ、参加人数の変更により発生した残金1,000円の精算が同年9月5日まで行われていない。同規則に則り、適正な事務処理に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(教育総合支援センター)</p>
<p>処 理 経 過</p>	<p>前渡金の精算が遅延したことについては、学校からの報告が遅れたことと支払い状況の確認が不十分だったため前渡金の回収に時間を要したことによるものです。</p> <p>今後、前渡金を受け支払いを行った際は、用件終了後直ちに学校からの報告を求め、速やかな精算に努めてまいります。</p>